

告 示

直方市告示第 31 号

太陽光発電設備導入等業務（PPA 事業）公募型プロポーザルの実施

ゼロカーボンシティ実現に向け、太陽光発電を通じて地域でのエネルギーの地産地消を推進するため、PPA 方式の導入、運転管理及び維持管理等を行う高度な専門知識やノウハウを活用した優れた提案を得るため、公募型プロポーザル方式による事業者公募型プロポーザル実施するにあたり、次のとおり告示する。

令和 7 年 2 月 12 日

直方市長 大 塚 進 弘



記

1. 業務目的

本市は、令和 4 年 2 月にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、実現に向けて取り組みをすすめている。

本市においては公共施設等における第 3 者保有方式による太陽光発電設備等を導入することにより再生可能エネルギー活用を推進する。

2. 事業概要

- | | | |
|-----|--------|--|
| (1) | 事業名称 | 太陽光発電設備導入等業務（PPA 事業） |
| (2) | 業務内容 | 別紙「太陽光発電設備導入等業務（PPA 事業）仕様書」のとおり。ただし、環境省実施要領に記載の要件を満たしているものであること。 |
| (3) | 業務場所 | 仕様書別表 PPA 事業対象公共施設等一覧に記載の場所。 |
| (4) | 履行期限 | 脱炭素先行地域づくり事業期間終了まで。
※基本的には令和 10 年 3 月 31 日まで。 |
| (5) | 補助対象経費 | 「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領」に記載の経費。
※当該事業費に係る消費税及び仕入控除税額を除く |
| (6) | 補助金の額 | 直方市地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画における年度別の申請額を上限とし、補助対象経費の 2/3 以内の額とする。 |

3. 参加資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること。

- (1) 福岡県内に本社、支社、営業所等を有し、迅速な連絡調整と対応が可能であること。
- (2) 提案前に現地確認を行うこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の各号

に該当しない者であること。

- (4) 「直方市物品等供給業者の指名停止等措置要綱」に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 本業務の内容と同種の事業又は類似の事業の実績を有するもの。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申立て、また民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更正手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び地方税の滞納がないこと。
- (8) 法人等の代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者）が、次の事項に該当しないこと。

ア 代表者等が暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げるもの。以下同様）関係者である場合。

イ 代表者等が暴力団関係者を使用した場合。

ウ 代表者等が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えた場合。

エ 代表者等が暴力団関係者と交際等を有している場合。

4. 参加申込期間

告示日から令和 7 年 3 月 4 日（火）17 時まで

5. 注意事項

この業務は、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）」に基づき実施するため、同交付金の交付決定を受けられない場合、もしくは本業務に係る市の予算が成立しない場合には業務の遂行を中止とする。この場合の本件プロポーザルに要した費用については、本件プロポーザル参加者の負担となることに注意すること。

6. その他

詳細については、（別紙 1）太陽光発電設備導入等業務（PPA 事業）公募型プロポーザル実施要領および（別紙 2）太陽光発電設備導入等業務（PPA 事業）仕様書によるものとする。

7. 問い合わせ先

〒822-8501 直方市殿町 7 番 1 号

直方市 上下水道・環境部 環境政策課 環境政策係（担当：川原・田中）

TEL：0949-25-2123 FAX：0949-25-2548

Mail：n-kankyo@city.nogata.lg.jp